

## 重度障害者等通勤対策助成金（駐車場の賃借）

当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 4 第 1 項第 1 号トの規定に基づき、障害の理由により通勤することが容易でないため、自動車により通勤することが必要であるものに使用させるための駐車場の賃借を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

（対象障害者の障害がなければ、公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため自動車通勤を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、当該自動車通勤のための駐車場の賃借を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合です。ただし、申請時点において対象障害者が雇用されてから 6 か月を超えている場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから助成対象とはなりません。なお、ここでいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが明らかであると機構が認めた場合をいいます。）

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

### 1 対象障害者の通勤困難性について

対象障害者の住宅から申請事業所まで通勤が困難な理由について、対象障害者の障害に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

また、次の①～③に示す例のように対象障害者の障害の有無にかかわらず対象障害者の住宅から事業所の通勤方法が自動車に限られる場合や公共交通機関等による通勤が事業主の都合で困難になった場合等は、対象障害者の障害のみの理由により通勤が困難になったものではないことから助成対象とはなりません。

- ① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関がない等、そもそも自動車等の車両運搬具を使用しなければ通勤が不可能である場合

- ② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離があり、通常公共交通機関で通勤することが困難である場合
- ③ 対象障害者の入社後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

なお、対象障害者が精神障害者である場合はその通勤が困難である（となった）症状を確認するために、主治医の診断書を添付してください。

（対象障害者が精神障害者の場合は、その症状の他、当該障害の理由により公共交通機関では通勤が出来ないが自動車の運転は可能であることが確認出来る内容が記載されていること。）

## 2 申請に係る駐車場について

自宅側及び事業所側の駐車場について、自宅及び事業所までのそれぞれの距離が1区画内又は200メートル程度以内に所在しない場合や、駐車場及びその移動において対象障害者の障害特性に配慮された通勤環境と認められない場合、対象障害者の通勤を容易にしている駐車場と認められない場合は助成対象外とします。

また、申請に係る駐車場は、対象障害者の通勤を容易にするために、新規に措置しなければならないことについて助成するものであるので、事業主が対象障害者のために新規に賃貸借契約した駐車場が助成対象となります。

したがって、対象障害者以外の労働者のため又は事業用に事業主が契約していた駐車場や対象障害者本人が賃借していた駐車場を事業主の契約に切り替えたもの等は助成対象とは認められません。

さらに、申請に係る駐車場は、対象障害者の通勤のために使用されるものであることから、事業所の営業活動等対象障害者の通勤以外の用途にも使用する場合は、助成対象外となります。

上記のように助成対象となる駐車場は対象障害者が通勤に使用する駐車場に限定していることから、「駐車する場所の指定（駐車区画）、駐車する自動車の指定（車種、車両ナンバー等）」が契約書等により確認できるものに限ります。

## 3 その他

対象障害者から賃借に係る駐車場の貸与にあたって使用料を徴収しない場合は、当該駐車場の賃料額が現物支給とみなされるため、課税又は労働保険、社会保険等の算定対象になりますので、管轄する税務署、労働局、年金事務所等にご相談ください。